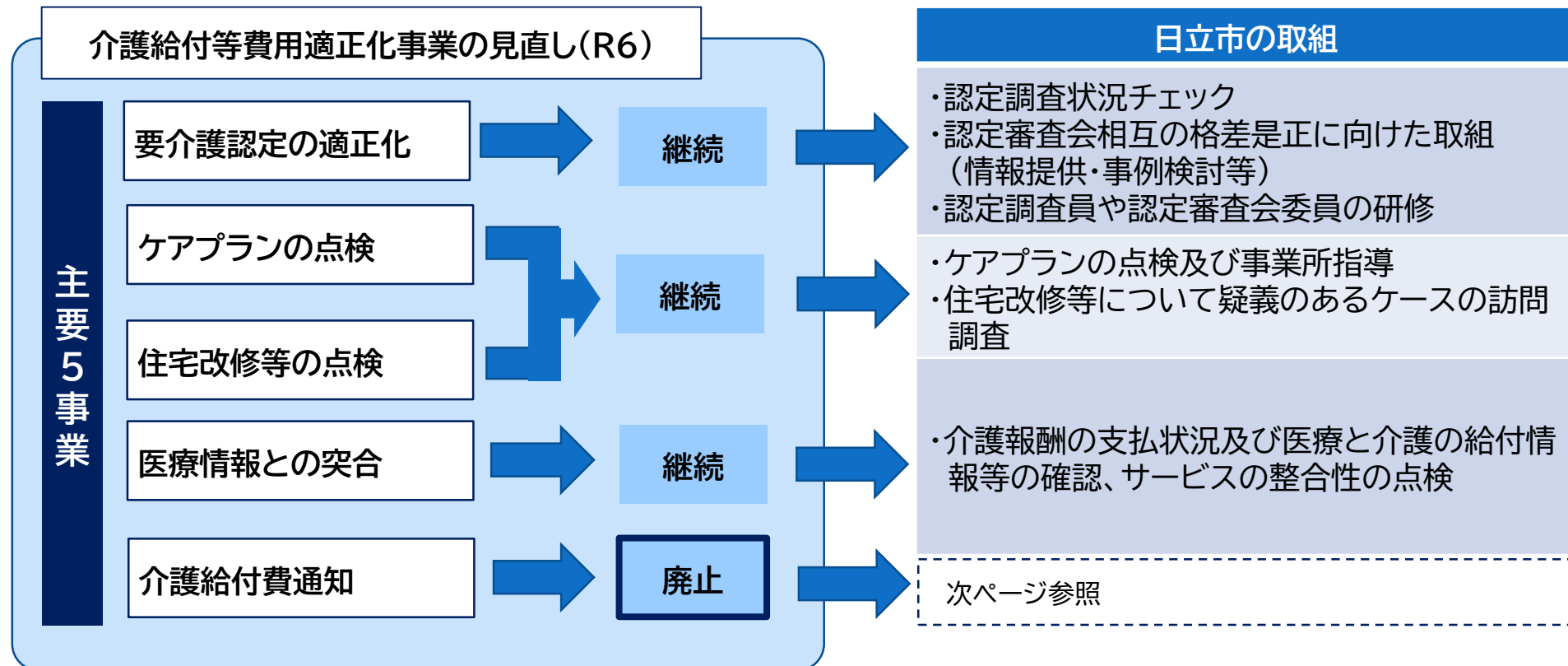


介護給付費通知の廃止について

介護給付等費用適正化事業について

- 平成12年の介護保険制度開始後、事業者による過度のサービス提供や不正請求、不適正なケアプランの作成などが多く見られる傾向となる。
- こうした状況を踏まえ、国において、平成16年度から介護給付等費用適正化事業が実施され、市町村が取り組む事業として、主要5事業(下図記載)が位置づけされた。
- 令和6年1月、国における当該事業の見直しにおいて、主要5事業の1つである「介護給付費通知」が、費用対効果が少ないとの理由から廃止された。



介護給付費通知の廃止について

日立市における介護給付費通知の実施状況

時期	毎年度、9月・3月の2回発送
対象	介護サービス利用者
内容	当該年度における介護サービスの費用、保険給付額及び利用者負担額を一覧表でお知らせ

- * 給付費通知は、サービス利用者が、自身が利用してきたサービスの給付状況を知ることで、過度なサービス提供や不正請求などの不適正事例の発見の契機となることを目的として始められた。
- * しかし、当初の目的が浸透しないことから、費用対効果が見込みづらいとされ、国において、令和6年1月の事業見直しに伴い廃止となった。
- * 本市においても給付費通知は、当初の目的が浸透していないほか、実際に支払った額と一致しない、確定申告の添付書類と間違えるなど、利用者の混乱を招いている状況である。



令和7年3月発送分をもって廃止

※ 給付費通知発送終了についての通知文を同封しています

【郵便区内特別】

見本



様 利用分

介護給付費等のお知らせ

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日に利用した介護サービス等の費用をお知らせいたします。

この通知書は、介護サービス等の費用の請求書ではありません。

（お問合せ先）
日立市役所 介護保険課
日立市助川町1丁目1番1号
電 話 0294(22)3111
I P 電 話 050-5528-5000
内 線 215～217

サービス利用月	サービス事業所	サービスの種類	日数又は回数	サービス費用額	保険給付等の額	利用者負担額
5						
0						
5						
0						

※この通知書は領収書としては利用できません。控除を受けるには領収書が必要となります。